

令和3年度版

解体・  
建替え・耐震を  
ご検討の方へ

密集住宅市街地整備のための

# 補助制度のご案内

解体

建替え

耐震

解体



古い木造住宅の解体

P.1

※対象エリアが拡がりました！

建替え



古い建物の建替え

P.2・3



狭あい道路の拡幅

P.3

耐震



耐震診断・耐震改修

P.4



ブロック塀等の撤去

P.4

ご相談・お問い合わせ先

裏表紙



# 古い木造住宅の解体

## A

### 狭い道路に面した古い木造住宅の解体 (狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度)



狭い道路に面した古い木造住宅を解体する場合、解体費用の一部を補助します。

対象エリア 「対策地区」・「重点対策地区」

補助率

対象建築物・対象敷地

【対策地区】 1 / 2以内

【対策地区】 幅員4m未満の道路等に面した  
昭和25年以前に建てられた木造住宅

【重点対策地区】 2 / 3以内

【重点対策地区】 幅員6m未満の道路等に面した  
昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

その他

解体後の跡地の用途は問いません。

補助限度額

【対策地区】 戸建住宅:75万円 集合住宅:150万円 (長屋等の一部解体は75万円)

【重点対策地区】 戸建住宅:100万円 集合住宅:200万円 (長屋等の一部解体は100万円)

## B

### 防災空地の整備 (防災空地活用型除却費補助制度)



古い木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用、空地整備費用の一部を補助します。

対象エリア 「重点対策地区」

解体後の要件

対象建物・対象敷地

- ・ 災害時の避難等に役立つ防災空地として整備し、地域住民などが管理
- ・ 概ね5年以上、市と土地の無償使用貸借契約を締結

- ・ 幅員6m未満の道路等に面した  
昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
- ・ 敷地面積50㎡以上 など

その他

本制度を活用して防災空地を整備した場合、**土地の固定資産税・都市計画税が非課税**になります(整備の翌年以降)

補助率

2 / 3以内

補助限度額

【解体費用】 戸建住宅:100万円  
集合住宅:200万円  
(長屋等の一部解体は100万円)

【空地の整備費用】 120万円

活用事例

整備前



整備後



# 古い建物の建替え



## 集合住宅への建替え (建替建設費補助制度)

古い建物を集合住宅（マンション、アパートなど）に建替える場合、設計費用、解体費用、共同施設整備費用の一部を補助します。



### 対象エリア

重点対策地区

### 対象敷地

敷地面積100㎡以上

### 補助率

2 / 3 以内

### 建替え前の主な要件

昭和56年5月31日以前に建てられた建物

※解体後2年以内の跡地に建設する場合も適用可

### 建替え後の主な要件

- ・ 集合住宅（耐火建築物、準耐火建築物など）
- ・ 一定規模以上の空地の整備、建物等の後退 など

### 活用事例

建替前



建替後



## 隣接する土地を取得した戸建住宅への建替え (建替建設費補助制度)

未接道敷地や狭小敷地を解消するために隣接する土地を売買で取得して、戸建住宅に建替える場合、設計費用、解体費用等の一部を補助します。



### 対象エリア

「対策地区」・「重点対策地区」

### 補助率

1 / 2 以内（重点対策地区は2 / 3 以内）

### 建替え前の主な要件

昭和56年5月31日以前に建てられた建物

### 対象敷地

- ・ 平成30年4月以降に隣接する土地を売買で取得
  - ・ 取得後の敷地面積が80㎡以上150㎡未満
- ※建築確認申請における敷地面積とする

### 建替え後の主な要件

- ・ 戸建住宅（耐火建築物、準耐火建築物など）
- ・ 一定規模以上の空地の整備、又は建物等の後退 など



## 防災コミュニティ道路<sup>\*</sup>沿道での建替え (主要生活道路不燃化促進整備事業)

防災コミュニティ道路に面した建物の建替え等をする場合、  
解体費用、建設費用、道路後退整備費用等の一部を補助します。



### 対象エリア

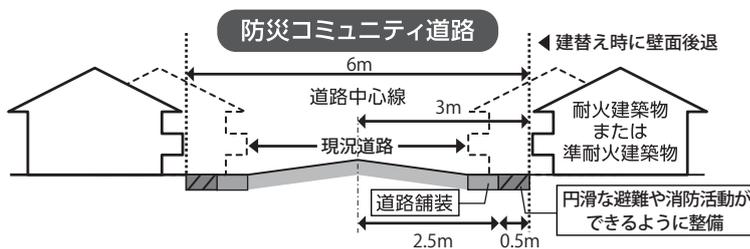
#### 防災コミュニティ道路沿道

これまでに認定した防災コミュニティ道路

東成区1路線、福島区2路線、  
阿倍野区1路線、生野区9路線

詳しくは、大阪市ホームページでご確認ください

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html>



### 補助率

建替え前の建物の解体費

2/3 以内

建替え後の建物の設計費及び耐火構造費

1/2 以内

セットバックに係る道路整備費

1/2 以内

#### 防災コミュニティ道路

地域ぐるみで沿道建物の不燃化と概ね6mの  
道路空間の確保に取り組む道路として  
地域からの申請を受け、市が認定する道路

## 狭あい道路の拡幅



## 狭あい道路の拡幅整備 (狭あい道路拡幅促進整備事業)

幅員4m未満の道路 (狭あい道路) に面した建物の建替え等の際、後退した  
部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助します。



### 対象エリア

「重点対策地区」

### 補助率

2/3 以内

### 対象敷地

道路中心線から2m後退が済んでいない、  
建築基準法 **第42条第2項** および **附則第5項** に  
基づく道路に接する敷地

※敷地面積が500㎡を超えるなど、補助の対象外となる場合あり

事例

整備前



整備後



# 耐震化の促進



## 戸建住宅等の耐震診断・耐震改修

一定の要件を満たす民間戸建住宅等の耐震診断・改修工事費用の一部を補助します。



### 対象エリア

大阪市全域

### 補助率

耐震診断 ▶ 10 / 11 以内  
耐震改修設計 ▶ 2 / 3 以内  
耐震改修工事 ▶ 1 / 2 以内  
耐震除却工事 ▶ 1 / 3 以内

### 補助限度額

耐震診断 ▶ 5万円×戸数／棟 かつ 20万円／棟  
耐震改修設計 ▶ 10万円×戸数／棟 かつ 18万円／棟  
耐震改修工事 ▶ 100万円×戸数  
耐震除却工事 ▶ 50万円×戸数／棟 かつ 100万円／棟

## 空家を耐震改修する場合は、別途補助があります！

空家利活用改修補助事業

耐震改修工事に加えて、省エネ化やバリアフリー化などの住宅の性能向上に資する改修工事にも補助します

### 補助要件

- 不動産市場に賃貸用又は売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- 利活用事例として、大阪市が情報発信することに了承できること
- 改修により一定の耐震性能を確保すること、又は耐震性能を有すること など

詳しくはホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000115905.html>) をご覧ください。



## ブロック塀等の撤去および新設 (ブロック塀等撤去促進事業)

道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。



### 対象エリア

大阪市全域

### 補助率

1 / 2 以内

### 補助限度額

撤去 ▶ 15万円

※補助事業期限は令和3年度までです。

新設 ▶ 25万円

### 対象となるブロック塀等

道路等に面し、安全性の確認ができない、高さ80cm以上のブロック塀等

### 補助対象項目

- 対象となるブロック塀等について、高さ80cm未満となるよう撤去する工事
- 補助を受けてブロック塀等を撤去した範囲内で、軽量フェンス等を新設する工事

## 注意事項

- ・補助金を受けるためには、補助申請手続きが必要です（制度ごとに申請期限・完了期限があります）。
- ・本パンフレットに記載している制度の内容は、令和3年度のものとなります。
- ・大阪市による補助金の交付決定前に補助対象となる設計や工事等の契約または着手をした場合は、補助金を受け取ることができません。（契約または着手後の交付申請はできません。）
- ・補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。
- ・建替え・解体に伴い、固定資産税・都市計画税の額が変わる場合があります。詳しくは、土地・家屋のある区を担当する市税事務所の固定資産税担当へお問い合わせください。
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・補助金は、工事費等の支払いが完了した後、大阪市へ請求の手続きをしていただいた上でのお振込みとなります。
- ・住民票を提出する場合、マイナンバー（個人番号）の記載がないものをご用意ください。

## よくあるご質問

### 共通

Q1. 申請書の様式は、どこでもらえますか。

A1. 受付窓口のほか、大阪市ホームページからダウンロードできます。（裏表紙参照）

Q2. 申請書類のうち公的証明書は、どこでもらえますか。

A2. 公的証明書の主な発行場所は下表のとおりです。

納税証明書、課税証明書 固定資産（家屋）評価証明書	大阪市内の市税事務所又は区役所・区役所出張所
土地・建物登記簿謄本、公図	対象の土地・建物を管轄する登記所（法務局・支局・出張所） ※登記情報交換サービスを利用することで、最寄りの登記所でも請求可能
住民票	大阪市内の区役所・区役所出張所又はサービスカウンター、市役所

Q3. 既存建物の建築年が不明ですが、どのように確認するのですか。

A3. 固定資産（家屋）評価証明書で建築年を確認します。証明書の発行申請時に、建築年の記載を依頼してください。

### 解体費の補助

Q4. 補助金を活用して事業を行う場合、施工業者を紹介してもらえますか。

A4. 紹介はしておりません。

Q5. 角地で、敷地に面する道路の一方が広くもう一方が狭い場合は補助対象になりますか。

A5. 狭い方の道路が要件を満たしていれば、補助対象となります。

## その他の支援制度

### 専門家派遣による建替えのアドバイスを実施します

老朽住宅の建替に関する相談に対し、アドバイザー（建替計画への技術的なアドバイスを行う建築士）を無料で派遣します。対象エリアにおいて、昭和56年5月31日以前に建築された住宅を所有する個人、又はその住宅が建っている土地を所有する個人等が対象になります。詳しい要件や制度内容については、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口 TEL.06-6882-7053



### 住宅ローン【フラット35】の金利の引下げを受けることができます

大阪市では、【フラット35】地域連携型との連携に関する協定を住宅金融支援機構と締結しています。

これにより、**A B D E**の補助制度を活用した後に戸建住宅を建設する場合、所定の要件を満たす方は、

【フラット35】地域連携型として借入金利が当初5年間、年0.25パーセントの引下げを受けることができます。詳しい内容や手続きについては、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課（大阪市役所7階） TEL.06-6208-9234



### 文化住宅等の売却等に対する各種支援制度があります

大阪府都市整備推進センターでは、隣地統合による宅地形成や文化住宅等の売却の際の諸費用に対する各種支援制度があります。詳しい要件や対象エリアについては、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 TEL.06-6262-7713



### 『まちかど広場』に適した土地を探しています！

大阪市では、広場・公園などのオープンスペースが不足するエリアにおいて、地域の防災活動の場や災害時の一時避難場所となる「まちかど広場」の整備に取り組んでいます。まちかど広場としてご提供いただける、利用予定のない遊休地等がありましたら、下記連絡先まで情報をお寄せください。

#### ■ご提供いただきたい土地

対象エリア：「重点対策地区」  
面積：200～300㎡程度  
要件：概ね20年間の使用貸借（無償）

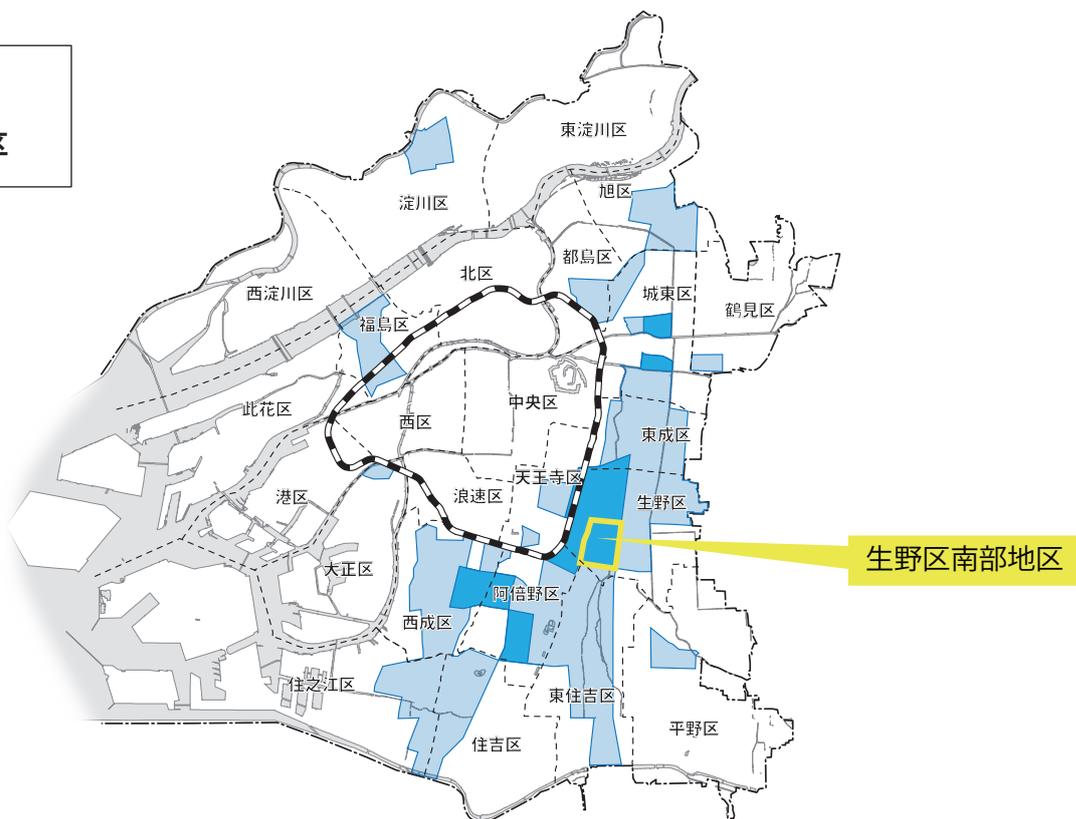


#### ■ご提供いただける場合の優遇措置

- ・「まちかど広場」用地の固定資産税・都市計画税は借地期間中、非課税となる場合があります
- ・一定の条件を満たす従前建物の解体費用等の一部を補助します

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課（大阪市役所7階） TEL.06-6208-9234

# 対策地区および重点対策地区の位置図



下線なし: 対策地区      下線あり: 重点対策地区

区名	町丁名
淀川区	新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以东))、新高3丁目、西三国1~3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4~10番)、西宮原2丁目(2~6番)、西宮原3丁目、三国本町2~3丁目
旭区	今市1~2丁目、大宮1丁目(2~7番、14~19番(市道(柳通)以北))、大宮2~4丁目、清水1~3丁目、新森1~5丁目、千林1~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12~14番(阪神高速守口線以东、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20~25番(阪神高速守口線以东))、中宮3丁目(13~17番(阪神高速守口線以东))、中宮4丁目(13~15番(阪神高速守口線以东))、森小路1~2丁目
都島区	東野田町5丁目、都島中通1~3丁目、都島本通3~5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以东))、都島南通2丁目
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目、玉川3丁目(3~11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2~24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1~4番)、吉野2~4丁目
鶴見区	今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4~8番、17~21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6~33番(JR片町線(学研都市線)以北))
城東区	<u>今福西1~2丁目</u> 、 <u>今福南1~2丁目</u> 、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(4~6番(JRおおさか東線以东))、 <u>鳴野東3丁目</u> 、成育1丁目(1~3番(京阪本線以西))、成育3~5丁目、 <u>天王田</u> 、中浜1~3丁目、野江1丁目(1~11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2~4丁目、東中浜1~9丁目
天王寺区	上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、 <u>勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))</u> 、 <u>烏ヶ辻1丁目</u> 、 <u>烏ヶ辻2丁目</u> 、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、 <u>真法院町</u> 、 <u>大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))</u> 、 <u>堂ヶ芝1丁目</u> 、 <u>堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))</u> 、 <u>東上町</u> 、 <u>悲田院町(1~7番(玉造筋以北))</u> 、堀越町、松ヶ鼻町

区名	町丁名
東成区	大今里1～4丁目、大今里西1～2丁目、 <u>大今里西3丁目</u> 、大今里南1～5丁目、 大今里南6丁目(1～3番、6～8番、10～13番、15～18番、20～27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、 神路1丁目(7～15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2～4丁目、玉津1～2丁目、 <u>玉津3丁目</u> 、中道2・4丁目、 中本1～5丁目、東今里1～3丁目、東小橋3丁目(15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))、東中本1～3丁目、 深江北1丁目(2～17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目
生野区	<u>生野西1～4丁目</u> 、 <u>勝山北1～5丁目</u> 、 <u>勝山南1～2丁目</u> 、小路1～3丁目、小路東1～6丁目、新今里1～7丁目、田島1～5丁目、 巽北1～4丁目、巽西1～4丁目、 <u>鶴橋1～5丁目</u> 、中川1～6丁目、 <u>中川西1～3丁目</u> 、中川東1～2丁目、 <u>林寺1丁目</u> 、 林寺2丁目(17番の一部、19～27番(生野線以南))、林寺4丁目、林寺6丁目、 <u>桃谷1～5丁目</u>
生野区 南部地区	<u>生野東1～4丁目</u> 、 <u>勝山南3～4丁目</u> 、 <u>舍利寺1～3丁目</u> 、 <u>林寺2丁目</u> (1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、 <u>林寺3丁目</u> 、 <u>林寺5丁目</u>
大正区	三軒家西1丁目(5～27番(JR環状線以南))、三軒家西2～3丁目
阿倍野区	旭町1丁目(2～6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4丁目(1～17番)、 <u>阿倍野筋4丁目</u> (18～24番)、 阿倍野筋5丁目(1～9番)、阿倍野筋5丁目(10～13番)、阿倍野元町(1～2番(木津川平野線(松虫通)以北))、王子町1丁目、 王子町2丁目(1番、3番(木津川平野線(松虫通)以北))、 <u>王子町2丁目</u> (2番、4～17番(木津川平野線(松虫通)以南))、 <u>王子町3～4丁目</u> 、 <u>共立通1～2丁目</u> 、 <u>三明町1～2丁目</u> 、昭和町1丁目、昭和町2～5丁目、 <u>天王寺町北1丁目</u> (1～5番、6番の一部、7～10番(天王寺吾彦線以東))、 <u>天王寺町北2～3丁目</u> 、天王寺町南1丁目(2～7番)、 <u>天王寺町南1丁目</u> (1番)、天王寺町南2丁目(8～26番地)、 <u>天王寺町南2丁目</u> (1番、2番、5番、6番)、 天王寺町南3丁目(4～12番)、 <u>天王寺町南3丁目</u> (1番)、長池町、 <u>播磨町1丁目</u> (1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、 阪南町1丁目、 <u>阪南町2～4丁目</u> 、 <u>阪南町5丁目</u> (1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1～3丁目、文の里1～4丁目、 <u>松虫通1丁目</u> (1～12番(木津川平野線(松虫通)以北))、 <u>松虫通2丁目</u> 、 <u>松虫通3丁目</u> (1～4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、 <u>丸山通1～2丁目</u> 、 <u>桃ヶ池町1～2丁目</u>
西成区	旭1～3丁目、 <u>岸里1丁目</u> 、岸里2～3丁目、岸里東1～2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 北津守4丁目(1～2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2～8番、10～16番(尼崎平野線以南))、山王2～3丁目、 潮路1～2丁目、 <u>聖天下1～2丁目</u> 、千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、 太子1丁目(2番、3番、6～13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2～4番(堺筋線以東))、橘1～3丁目、 玉出中1～2丁目、玉出西1～2丁目、玉出東1丁目(1～11番(堺筋線(阪堺線)以西))、 玉出東2丁目(2～5番、10～15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 津守2丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守3丁目(1～3番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1～3丁目、 出城3丁目、 <u>天下茶屋1～3丁目</u> 、 <u>天下茶屋北1丁目</u> (1～3番、5～6番(堺筋線以東))、 <u>天下茶屋東1～2丁目</u> 、長橋1～3丁目、 中開3丁目、梅南1～3丁目、花園北1丁目(2～10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、 <u>花園南1～2丁目</u> 、松1～3丁目、 南津守1丁目、南開2丁目
平野区	平野上町1～2丁目、平野東1～3丁目、平野本町1～5丁目
東住吉区	今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1～6丁目、杭全1～5丁目、 桑津1～5丁目、駒川1～5丁目、住道矢田1～4丁目、鷹合1～4丁目、田辺1～6丁目、照ヶ丘矢田1～4丁目、中野1丁目、 中野3丁目、西今川1～4丁目、針中野1～4丁目、東田辺1～3丁目、南田辺1丁目、山坂1～3丁目、湯里1～2丁目、 湯里4～5丁目
住吉区	上住吉1～2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1～3丁目、墨江1～4丁目、住吉1～2丁目、 千躰2丁目、帝塚山中1～5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2～14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2～4丁目、 帝塚山東1～5丁目、殿辻2丁目、長峽町、万代2～6丁目、東粉浜1～3丁目
住之江区	安立1～4丁目、粉浜1～3丁目、粉浜西1～3丁目、住之江1～3丁目、中加賀屋1～3丁目、 中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1～3丁目、 西加賀屋4丁目(1～3番、5～7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1～2丁目、 浜口西1～2丁目、浜口東1～3丁目、東加賀屋1～4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目

# ご相談・お問い合わせ先

補助要件など紙面の都合上省略している部分があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

**A** **C** **D** **G** **H** ※生野区南部地区内を除く

## 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

TEL.06 (6882) 7053

大阪市立住まい情報センター4階

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

営業時間：平日・土曜 9時～19時、日曜・祝日 10時～17時

休館日：火曜（祝日の場合は翌日）、

祝日の翌日（日曜・月曜の場合は除く）、年末年始

上記休館日のほか、臨時休館や特別に開館する日があります。



Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目駅」3号出口直結  
JR大阪環状線「天満駅」から北へ約650m

**B** **E** **F** ※生野区南部地区内を除く

## 大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

TEL.06 (6208) 9235

大阪市役所7階

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20

開庁時間：平日 9時～17時30分 閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



### 生野区南部地区内の

**A** **B** **C** **D** **F**

## 大阪市都市整備局 生野南部事務所

TEL.06 (6717) 8266

生野区役所5階

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1-19

開庁時間：平日 9時～17時30分 閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



密集住宅市街地整備のための補助制度についてのホームページ  
▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000255852.html>

大阪市 密集

検索



### 注意事項

- ・各補助制度で、補助対象面積等による補助限度額が別途定められています。
  - ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
  - ・大阪市による補助金の交付決定前に補助対象となる設計や工事等の契約または着手をした場合は、補助金を受けることができません。（契約または着手後の交付申請はできません。）
  - ・補助金は、工事費等の支払いが完了した後、大阪市へ請求の手続きをしていただいた上でのお振込みとなります。
  - ・補助金は所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。
- 詳しくは、税務署へお問い合わせください。